

Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用）

支援対象研修サービスの開始日が 2024 年 3 月 31 日以前である Learning Pit サービスに適用

第 1 章：総則

第 1 条（本約款の適用）

1. 「Learning Pit 利用約款（研修サービス付随機能提供用）」（以下、「本約款」といいます）は、株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下、「弊社」といいます）が運営する「Learning Pit」（インターネットを利用して、研修サービスに関する支援機能及びフォローアップコンテンツ並びにオンライン学習コンテンツ等を提供するために弊社が開設した Web サイトを指し、以下、「Learning Pit」といいます）において、第 4 条に定める「Learning Pit サービス」のうち「研修支援機能」及び「研修フォローアップサービス」を利用するすべての利用者に対して適用されるものであり、Learning Pit サービスにおける利用者の地位及び利用の条件を規定したものです。
2. 弊社が、Learning Pit サービス提供の過程で、別途定める細則及び運用ルール、並びに必要に応じて随時利用者に対して提示する注意事項等も本約款の一部を構成するものとします。

第 2 条（利用者の地位）

1. 本約款における「利用者」とは、本約款に同意・承諾の上、第 7 条に定める弊社所定の方法に従い、Learning Pit サービスの利用契約（以下、「Learning Pit サービス利用契約」といいます）を締結した法人をいうものとします。利用者の地位は、Learning Pit サービス利用契約の終了とともに失われるものとします。
2. Learning Pit サービスは、利用者、Learning Pit の受講者（利用者が雇用又は直接に指揮命令する者あるいは利用者が雇用する予定がある者であって、利用者により Learning Pit での受講（ただし、第 4 条に定める「研修支援機能」においては、当該機能の利用をいいます）を認められた者を指し、以下、「受講者」といいます）受講者のサポーター（受講者の上司等で、利用者により Learning Pit の利用を認められた者を指し、以下、「サポーター」といいます）及び Learning Pit の管理者（利用者の事務局の担当者であり、Learning Pit への受講者及びサポーターの登録並びに各種設定等を行う者を指し、以下、「管理者」といいます）のみが利用することができます。受講者、サポーター及び管理者（以下、総称して「ユーザー」といいます）は本約款の定めに従って Learning Pit サービスを利用するものとし、利用者はユーザーに本約款の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第3条（本約款の変更等）

弊社は、利用者の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更することができるものとします。変更後の本約款（以下、「新約款」といいます）については、弊社が別途定める場合を除き、弊社が新約款を弊社のホームページ上に表示したとき、又は弊社が利用者に新約款を送付（電子メール等の電子的方法も含まれます）したときのいずれか早いときより1ヵ月の周知期間を経過することをもって有効となるものとします。

第2章：「Learning Pit サービス」の内容

第4条（サービス内容）

1. Learning Pit サービスとは、弊社による研修サービスの提供を円滑に行うために付随する支援機能（研修サービスの提供に付随する事前準備を行うための機能を含み、以下、「研修支援機能」といいます）弊社による研修サービスの提供後に研修内容に関するフォローアップや実践促進等を行うためのサービス（以下、「研修フォローアップサービス」といいます）及びオンライン学習サービスとして単独で提供されるサービス（以下、「オンライン学習サービス」といいます）であって、弊社が利用者に対し Learning Pit 上で提供し、弊社所定の約款に基づき利用者が利用することのできるサービス、及びその他当該サービスに関連付随する行為（弊社が提供する又は取り扱うサービスの提案、当該サービスの品質の改善やその他の利用条件の最適化、これらに必要な統計情報や属性情報の作成等を含みますが、これらに限られません）をいい、以下から構成されます。また、本約款において特に断りがない限り、本条以降において、「Learning Pit サービス」にオンライン学習サービスは含まれないものとし、研修支援機能において支援の対象となる研修サービスのことを「支援対象研修サービス」といいます。
 - (1) 第7条に従って成立した Learning Pit サービス利用契約に基づく個々の「個別コンテンツ」（Learning Pit で提供される個々のコンテンツを指し、以下、「個別コンテンツ」といいます）個別コンテンツの配信システム、ユーザー管理機能、ユーザーからの問合せ対応機能等の提供及び運営
 - (2) その他付随的なサービス
2. 弊社は、利用者に事前の通知をすることなく、前項に定める Learning Pit サービスの内容の変更・追加・廃止等を行うことができます。ただし、Learning Pit サービスにて提供される個別コンテンツのうち、かかる変更等の時点で既に利用者と弊社間で Learning Pit サービス利用契約が成立済みの個別コンテンツについては、利用者は当該個別コンテンツの利用期間終了まで利用できます。
3. Learning Pit サービスは、弊社が事前に書面による承諾をしない限り、日本国内におい

てのみ提供し、又利用されるものとします。

第5条（第三者へのサービス委託）

1. 弊社は、本約款における弊社と同等の義務を負わせることにより、Learning Pit サービスの全部又は一部を、第三者たるコンテンツ提供会社又はシステム運営会社等（以下、「第三者サービス提供者等」といいます）に委託することができます。ただし、弊社の本約款における義務は、当該委託によって何ら軽減されるものではありません。
2. 前項の場合、利用者は、第三者サービス提供者等より、当該 Learning Pit サービスの全部又は一部の提供が直接利用者に対してなされることがあることをあらかじめ了解するものとします。

第6条（サービスの中断）

1. 弊社は、次に掲げる事由のあるときは、Learning Pit サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1) 弊社又は第三者サービス提供者等の設置又は利用するシステムの保守又は工事のためやむを得ない場合
 - (2) 弊社又は第三者サービス提供者等が設置又は利用するシステムに障害・作動不良等が発生した場合
2. 弊社は、前項の規定により Learning Pit サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとします。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章：「Learning Pit サービス」の利用申込、対価

第7条（Learning Pit サービス利用契約の成立）

Learning Pit サービスの利用を希望する法人（以下、「申込法人」といいます）は、弊社が別途定める申込書（以下、「申込書」といいます）により、研修支援機能については支援対象研修サービスを、研修フォローアップサービスについてはこれを弊社に対して申し込むものとし、弊社が当該申込を承諾することで、申込法人と弊社間に Learning Pit サービス利用契約が成立するものとします。なお、申込法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、弊社は当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) 弊社の定める取引基準に合致しないとき
- (2) 本条に基づき申告した内容に、虚偽の事実、記入漏れ又は誤記があることが判明したとき
- (3) 過去に本約款に違反したことがあるとき

- (4)過去に本約款の利用者資格を取り消されたことがあるとき
- (5)その他弊社が利用者として不適切と判断したとき

第8条（対価）

- 1.研修支援機能の利用の対価は、支援対象研修サービスの料金に含まれるものとします。
- 2.研修フォローアップサービスの利用の対価は、申込書記載の受講料単価に、当該個別コンテンツの受講期間終了時点の受講者ID数を乗じて算出した料金（以下、「受講料」といいます）とします。受講料は、受講者が、受講期間の途中で個別コンテンツの一部又は全部の受講を終了した場合及び個別コンテンツを受講しなかった場合であっても減額されません。

第4章：「Learning Pit サービス」利用上の遵守事項

第9条（パソコン等の調達）

利用者は、Learning Pit サービスを利用するために必要となるパソコン、ブラウザ、通信ソフト、通信機器等を、自己の責任と費用負担において用意するものとします。また、利用者は、自己の責任と費用負担においてインターネットに接続の上、Learning Pit サービスを利用するものとします。利用者が Learning Pit サービスを利用した結果、利用者又はユーザーを含む利用者に所属する個人の使用するパソコン等に支障が出た場合であっても、弊社の責に帰すべき事由がある場合を除き、弊社は一切責任を負わないものとします。

第10条（ID・パスワードの管理）

1. 弊社は、ユーザーが Learning Pit サービスを利用する場合、弊社所定の手続きに基づき発行されたユーザーID及びパスワード（ユーザーにより変更されたパスワードを含みます。以下同じ）に基づき、Learning Pit サービスを利用する正当な権利を有する者であることを確認するものとします。この場合、これらが第三者に使用（盗用も含みますがこれに限りません）されたとしても、当該第三者の行為はすべてユーザーの行為とみなされるものとします。
2. 利用者は、Learning Pit サービスの利用にあたり発行されたユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」といいます）の使用並びに管理について責任を持つものとし、発行されたID等を、弊社に届出なくユーザー以外の従業員その他利用者に所属する個人に使用させたり、第三者に使用させたりせず、かつID等を付与されたユーザーがいかなる第三者にも貸与又は譲渡しないよう必要な対策を講じるものとします。また利用者は、受講者IDを複数人で共有する又は受講料の支払いを免れる目的で受講者IDを削除するなどの不正行為を行わないものとします。万一、かかる個人が届出なくID等を

使用、貸与もしくは譲渡したこと又は受講者 ID の共有もしくは削除などの不正行為が発覚した場合には、弊社は利用者への Learning Pit サービスの提供を中止し、利用者に対して、研修支援機能については支援対象研修サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総額のいずれか大きい額、研修フォローアップサービスについては申込書記載の受講料総額又は第 8 条第 2 項に基づき確定した受講料総額のいずれか大きい額の、それぞれ 3 倍の料金を違約金として請求できるものとします。なお、弊社に生じた損害がそれ以上である場合には、弊社は、別途損害賠償を請求することができるものとします。

3. 利用者は、ID 等を盗用された場合、速やかに弊社に連絡し、弊社の指示を受けるものとします。

第 11 条（届出内容の変更）

1. 利用者は、利用者の名称、住所その他弊社への届出内容に変更があった場合は、速やかに弊社に対しその旨を通知するものとします。
2. 管理者は、弊社からユーザーへの連絡に必要な情報（メールアドレス、氏名など）に変更があった場合は、速やかに管理画面にて訂正するものとします。ただし、管理者は、弊社の許可なく、ユーザー ID に紐づくユーザーを変更することはできません。
3. 管理者が前項の通知、訂正を怠ったことにより、利用者による Learning Pit サービスの利用に支障が生じた場合は、弊社は一切責任を負わないものとします。

第 12 条（禁止行為及び利用者の義務等）

1. 利用者は、利用者自ら又は利用者以外の法人（利用者の親会社、子会社、関係会社等を含みます）もしくは個人（以下、当該法人及び個人をあわせて「第三者」といいます）をして、如何なる方法によっても、Learning Pit サービスに関し、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含みます）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等を行うことはできません。
2. 利用者は、ユーザー以外の者に Learning Pit サービスを利用させることはできません。
3. 利用者は、利用者自ら又は第三者をして、Learning Pit サービスと同一又は類似したサービスを作成したり、提供したりすることはできません。
4. 利用者は、Learning Pit サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為又は当該行為に該当する恐れのある行為をしないものとします。
 - (1) 弊社の書面による事前の承諾なしに、本約款に基づいて Learning Pit サービスを利用する権利を第三者に譲渡、移転、貸与する又は第三者への担保に供する行為
 - (2) 弊社、他の利用者、その他の第三者の著作権等の知的財産権を、弊社が使用許諾した範囲を超えて使用する行為
 - (3) 他の利用者の ID 等を不正に入手し Learning Pit にアクセスする、又はこれを自己

- もしくは第三者のために使用する行為
- (4)他の利用者、その他の第三者のプライバシーを侵害する、又はその機密情報（個人情報を含みます）を第三者に開示もしくは漏洩する、あるいは自己もしくは第三者のために使用する行為
 - (5)コンピュータウイルス等有害なプログラム又は Learning Pit サービスの提供に支障を与えるおそれのあるプログラムを、Learning Pit に関連して使用又は提供する行為
 - (6)弊社、他の利用者、その他の第三者を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する行為
 - (7)弊社、他の利用者、その他の第三者に損害を与え、又は Learning Pit サービスの運営に支障を与えるもしくは与えるおそれのある行為
 - (8)Learning Pit サービスを通じ又はこれに関連して営利活動を行うなど、Learning Pit サービスの提供目的を逸脱する行為
 - (9)事実あるいは公序良俗に反する情報を、Learning Pit を通じて他の利用者やその他の第三者に送信又は表示する行為
 - (10)その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は弊社、他の利用者、その他の第三者に不利益を与えるもしくはそのおそれのある行為
5. 利用者が、Learning Pit サービスを利用するにあたり、管理者が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、利用者は、当該第三者に本約款における利用者と同等の義務を負わせたうえで、弊社が別途定める手続きに従い弊社に申し出るものとします。ただし、当該申し出があつたとしても、当該第三者の行為はすべて利用者の管理者行為とみなされるものとします。なお、弊社は、当該第三者が Learning Pit サービスの提供に支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあると判断した場合、当該第三者の作業代行を認めません。
6. 利用者は、Learning Pit サービスを利用するにあたり自ら登録することができる事項について管理し、当該事項に変更等がある場合、速やかに更新、削除等を行う義務を負うものとします。なお、利用者が当該事項を変更したことにより Learning Pit サービスの利用に支障が生じた場合は、弊社は一切責任を負わないものとします。
7. 利用者は、ユーザー、従業員又は第三者の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできません。本約款に定める義務に違反した場合、利用者は、弊社又は第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負うものとします。

第13条（トラブル処理）

1. 弊社は、利用者又はユーザーの行為が前条第4項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者への事前の通知なしに、利用者が送信又は表示する情報の全部もしくは一部の削除又は不表示、並びに第21条に基づく Learning Pit サービス提供の中止等、

弊社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

2. 前項に関して、弊社は利用者又はユーザーが送信又は表示する情報に関する行為の監視及び情報削除義務、並びに当該情報の正確性、特定の目的への適合性等の保証責任を負うものではありません。弊社が監視又は削除しなかったことにより利用者、ユーザー又は第三者が蒙った損害に関し、弊社は一切責任を負わないものとします。

第5章：著作権等の扱い

第14条（著作権等）

1. 弊社が Learning Pit サービスにおいて利用者に表示又は提供する一切の情報、サービス内容等（以下、「著作物等」といいます）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含みます）等の知的財産権その他財産的権利は、すべて弊社又は弊社が契約した権利者に帰属します。ただし、利用者より提供されたものについては、利用者に権利が留保されるものとします。
2. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物等を、Learning Pit の利用以外の目的で利用することはできません。また、利用者は、弊社が表示又は提供するいかなる情報、サービス内容等も、自らもしくは第三者をして複写、複製、出版又は翻訳等をさせることはできません。
3. 利用者は、事前に弊社又は著作権者の別段の許諾がある場合を除き、Learning Pit サービスを通じて表示又は提供される著作物等を、譲渡、貸与するなど、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも利用させてはならないものとします。

第15条（データ等の利用）

1. 弊社は、Learning Pit サービスの提供のため、利用者による Learning Pit サービスの利用に関するデータ（Learning Pit サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答、Learning Pit の閲覧履歴並びに利用履歴を含みますがこれらに限られません）をもとに、利用者及びユーザー等を識別、特定できないように加工、集計した統計情報、属性情報等を作成することができます。また弊社は、作成された当該統計情報、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、利用者はこれを承諾するものとします。なお、当該利用は、弊社の顧客への提案及び報告、広報、宣伝、分析及び研究並びに弊社の Learning Pit サービス及び新規サービスに関する検討及び開発のために行われる利用を含みますが、これらに限られません。
2. 利用者は、Learning Pit サービスに関し送信又は開示等したコメント及び回答等（機密情報及び個人情報を除きます）について、その送信又は開示等をもって、弊社に対して

当該コメント及び回答等を無償で自由に利用する権利(加工、抜粋、複製及び公開する権利、並びに著作権法第27条及び第28条に定める権利等を含みますがこれらに限られません)を許諾し、かつ、弊社及び弊社が使用させる第三者に対して著作者人格権を行使しないことに同意したものとします。

第6章：個人情報の扱い

第16条(個人情報の扱い)

弊社が Learning Pit サービスの提供に際して利用者より個人情報の取扱いの委託を受ける場合、弊社は、個人情報を機密として保持し、個人情報を取扱う業務を第三者サービス提供者等に委託する場合を除き、利用者の事前の承諾なく、第三者に開示・漏洩し、又 Learning Pit サービスの提供以外の目的で利用しないものとします。ただし、法令に定めのある場合を除きます。弊社は、個人情報の漏洩・滅失・毀損等の防止に必要な合理的安全管理措置を講じます。

第17条(個人情報の保管及び廃棄等)

1. ユーザーの個人情報の保管期間については、弊社が内規にて別途定めるものとします。
2. 弊社は、前項に定める保管期間が終了した場合、速やかに個人情報の廃棄又は削除もしくは消去を行うものとします。また、弊社は、当該保管期間が終了する前に利用者から個人情報の廃棄又は削除もしくは消去の依頼があった場合、対応について利用者と協議の上、速やかに廃棄又は削除もしくは消去を行うものとします。なお、個人情報の消去は、個人を識別不能とする処理を含むものとします。

第7章：損害賠償

第18条(弊社の損害賠償)

弊社は、弊社の責に帰すべき事由により、本約款に基づく義務を履行しなかった場合、利用者に発生した直接かつ通常の損害を賠償する義務を負います。当該損害賠償義務は、研修支援機能については当該損害の直接の原因となった支援対象研修サービスの申込書記載の料金総額又は提供後に確定した料金総額のいずれか小さい額、研修フォローアップサービスについては当該損害の直接の原因となった研修フォローアップサービスの申込書記載の受講料総額又は第8条第2項に基づき確定した受講料総額のいずれか小さい額をそれぞれ限度とし、該当する支援対象研修サービス又は研修フォローアップサービスの終了後1年間

に限り効力を有するものとします。

第19条（弊社の免責）

弊社は、弊社の責に帰さない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、前条に定める場合を除く Learning Pit サービスの利用に関して利用者が蒙った損害、その他下記の事由に起因して生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 通信回線工事、又は通信回線の不通、不良等に起因して発生した損害
- (2) 停電（法定点検による停電も含まれます）に起因して発生した損害
- (3) 火災、地変、その他不可抗力に起因して発生した損害
- (4) 利用者の責に帰すべき事由に起因して発生した損害
- (5) 第6条第1項(1)又は(2)による Learning Pit サービスの中断に起因して発生した損害
- (6) アプリケーションソフトを故意に改造する第三者などハッカー等の介入に起因して発生した損害
- (7) 上記に準じることに起因して発生した損害

第20条（利用者の損害賠償）

利用者が本約款に違反して弊社又は第三者に損害を与えた場合、利用者は、その損害を賠償する義務を負います。

第8章：「Learning Pit サービス」提供の中止、解約等

第21条（弊社によるサービス提供の中止と解約）

1. 弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知なくして、利用者に対する Learning Pit サービスの提供を中止し、解約することができるものとします。
 - (1) 弊社の研修サービスの料金及び受講料等の債務について、支払期日を経過したにもかかわらず弊社に対して全額の支払いがなかったとき
 - (2) 本約款に違反し、弊社が相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき
 - (3) Learning Pit サービス利用契約成立後に、第7条各号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき
 - (4) 利用者の行為が第10条第2項もしくは第12条第4項各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は利用者が第14条第2項、同条第3項、もしくは第22条に違反したことが判明したとき

- (5)利用者において、手形の不渡り処分、破産、民事再生又は会社更生の申立て、租税公課の滞納処分、もしくは差押、仮差押、仮処分等の強制執行等があったとき
- (6)解散、合併又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき
- (7)監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (8)その他本約款に基づく義務の履行が困難になり、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、研修サービスの料金、受講料及びその他の債務の弁済をなすものとします。また、弊社が受領済みの研修サービスの料金及び受講料等があった場合は返金しません。

第9章：雑則

第22条（反社会的勢力の排除）

- 1. 利用者及び弊社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 利用者及び弊社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
- 3. 利用者及び弊社は、相手方が前二項に違反した場合は、直ちに第4条に基づき成立した

契約を解除でき、自己に生じた損害について、相手方に損害賠償請求ができます。なお、この場合、帰責当事者は期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行います。

第23条（不可抗力）

弊社は、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国又は地方公共団体の行為又は規制など、弊社のコントロールの及ばないあらゆる原因による Learning Pit サービスの停止、遅延等について、その責任を負わないものとします。

第24条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、弊社の事前の承諾なく、本約款に基づき生じた権利義務を第三者に譲渡し、承継し、担保に供することはできないものとします。

第25条（管轄裁判所）

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（準拠法）

本約款に関する準拠法は日本法とします。

第27条（協議）

本約款に定めなき事項又は解釈に疑義を生じた事項については、弊社と利用者間にて誠意をもって協議の上解決するものとします。

第28条（存続条項）

第7条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第3条（本約款の変更等）、第12条（禁止行為及び利用者の義務等）、第14条（著作権等）、第15条（データ等の利用）、第16条（個人情報の扱い）、第17条（個人情報の保管及び廃棄等）、第18条（弊社の損害賠償）、第19条（弊社の免責）、第20条（利用者の損害賠償）、第22条（反社会的勢力の排除）、第23条（不可抗力）、第24条（権利義務の譲渡禁止）、第25条（管轄裁判所）、第26条（準拠法）、第27条（協議）及び本条の定めは、引き続きその効力を有するものとします。

付則

- 1 . 本約款は、申込書に記載された各支援対象研修サービスの開始日が 2024 年 3 月 31 日以前である Learning Pit サービスに適用されるものとします。
- 2 . 本約款は、前項に定める Learning Pit サービスに関し弊社と各利用者間で成立した Learning Pit サービス利用契約の終了と同時に、第 2 8 条に定める条項を除き、その効力を失うものとします。

2018 年 3 月 16 日制定

2020 年 1 月 18 日改定

2020 年 3 月 12 日改定

2021 年 2 月 8 日改定

2023 年 4 月 22 日改定

2023 年 7 月 1 日改定